

2019年1月

資格称号の制定に関するお知らせ

公益社団法人日本証券アナリスト協会
会長 新芝宏之

会員の皆様へ

日本証券アナリスト協会では、これまで長年に亘り、当協会の定款で定める会員種別を示す「日本証券アナリスト協会検定会員」という呼称を、当協会が定める試験に合格し、かつ所定の実務経験を有することを対外的に証明する呼称としても使用し、皆様から親しまれてまいりました。

しかしながら、証券アナリストを巡る大きな環境変化の中で、当協会では金融・投資のプロとして一層確固たるブランドを確立していくために、専門的な資格として明確に認識されるような称号を設けたいとの趣旨から、今般、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト」という資格称号を新たに制定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト」という資格称号を新たに制定し、その略称を「CMA」とすること及び2019年4月1日から使用することについては、2018年11月の理事会で賛同をいただいております。

1. 資格称号制定の背景

当初、証券アナリストは証券分析等を通じて企業価値を適正に評価することが主たる役割と認識されてきました。しかし、現在では、企業価値を適正に評価するのみにとどまらず、企業と投資家との建設的な対話における架け橋として機能し、企業価値の向上に貢献する役割をはじめ、資産運用全般のプロとして、より広範な専門分野において重要な役割を果たすことが期待されています。

今般、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」という資格称号を新たに制定することにより、証券分析、財務分析、資産運用、事業投資などの多様な分野における専門的な知識や分析スキルを持つ金融・投資のプロであると当協会が認定していることがより明確となり、そのことがアナリストの資格を取得された方々個人の「ブランド」価値を高めていくものと考えています。

2. 今後の資格称号の使用について

2019年4月1日より「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」という資格称号が使用されることとなりますが、従来から皆様に親しまれてまいりました「日本証券アナリスト協会検定会員」という会員の呼称につきましても、引き続き使用することができます。

しかしながら、当協会といたしましては、2019年4月1日以降、会員の皆様が資格称号を使用される場合には、先に述べました背景を勘案し、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」という称号を積極的に使用していただければ幸いです。

	2019年3月31日以前	2019年4月1日以降（※）
資格称号	これまで規程がなく、 会員呼称を援用	日本証券アナリスト協会認定アナリスト （CMA） 【新たに規程を制定】
会員呼称	日本証券アナリスト協会検定会員 【定款により制定】	

（※）会員呼称、資格称号のどちらも使用することができます。

なお、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト」の略称「CMA」の英文正式名称は、「Certified Member Analyst of the Securities Analysts Association of Japan」とし、当協会が認定したアナリストであることを明確にいたしました。これまでの「日本証券アナリスト協会検定会員」の英文正式名称は、「Chartered Member of the Securities Analysts Association of Japan」でしたので、略称で表記する場合は新旧いずれも「CMA」で変わりありませんが、2019年4月1日以降は「日本証券アナリスト協会認定アナリスト」の略称である点をご留意いただければと思います。

新しい「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」という資格称号の名刺への記載やロゴマークの使用等の具体的な取り扱いにつきましては、改めて当協会事務局からご案内を差し上げます。

3. 当協会の役割について

当協会の会員構成をみると多様化が進んできており、企業価値評価、資産運

用、リスク管理、財務戦略、IR など様々な分野で活躍されている方々に資格を取得していただいております。当協会といたしましては、「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」という新しい称号で、幅広い分野の方々に金融・投資のプロとしての資格を提供していくということを明確にしたいと考えております。

今回の資格称号の制定を一つの契機として、金融・投資のプロとしての「日本証券アナリスト協会認定アナリスト（CMA）」資格の価値向上のために一層の努力を払っていく所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上